

令和元年度 通学路合同点検結果及び対策予定一覧

点検箇所数	学校名	道路名	道路管理者	対策要望	対策予定	対策者	実施時期(年度)
1	遷喬小	智頭街道(五臓円ビル前交差点)	市	歩行者用信号機の設置	歩行者用信号機を設置する。	警察	R元年度予定
2	遷喬小	市道川端通り	市	一時停止又は車への注意喚起を促す対策	すでに外側線があるため、スクールゾーン表示は困難。ゾーン30のエリア指定を検討する。	地域警察	未定
3	日進小	市道吉方温泉通り	市	横断歩道の設置	調査の結果、交通量が横断歩道の設置基準に満たないため、設置できないと判断された。		
4	城北小	市道安長古海1号線 市道南城北団地1号線	市	横断歩道の設置。外側線(カラー舗装)の設置による歩行者と車の区分。	(横断歩道)調査の結果、通学時の交通量が少なく横断歩道の設置基準に満たないため、設置できないと判断された。(カラー舗装の外側線)グリーンベルトの設置は学校から500mを超えているためできない。外側線の設置について検討する。	市(道路課)	未定
5	美保小	県道八坂鳥取停車場線	県	ストップマーク、ポールの設置	U字型のガードパイプを1基設置し、防護柵を延長する。	県(県土整備)	R1.10済
6	賀露小	市道賀露神社線 市道賀露31号線	市	①路側帯(カラー舗装)の設置 ②通学路標識の設置 ③通学路路面表示 ④横断歩道移設に伴う側溝蓋設置 ⑤停止線・止まれ表示	①路側帯の設置を検討する。カラー舗装は学校からの距離が遠い(500m以上)ため困難。②標識の要否について、市教委(学校)と道路管理者で検討する。③①の対策と併せて検討する。④設置を検討するためには、横断歩道の退避スペース(道路)にはみ出ている私有地の植栽を取り除いていただく必要がある。⑤調査の結果、通学時の交通量が少ないため、規制は困難であり、指導線での対応を検討する。	①・③市道路課 ②市道路課・市教委 ④地域・市道路課 ⑤市道路課	①③⑤ R2年度予定 ②④ 未定
7	倉田小	県道298号線(袋河原八坂線)	県	横断歩道の移設(市街地方向へ数メートル移設)	横断歩道を市街地側へ移設すると、溜まり部分が駐車場の出入口と重なり危険となるため、現状どおりとする。	現状どおり	
8	倉田小	鳥取市管理道路	市	手摺り等の転倒防止策	法面とその下の道路との高低差が基準に満たない(40cm)ため、転落防止柵の設置はできない。当該箇所近くの掴まることができるガードパイプがある通学路の利用を視野に入れ通学指導する。	学校	随時
9	倉田小	農道(倉田小前～国安方面)	市	用水路への落下防止柵の設置	用水路の深さが落下防止柵等を設置する基準(1m)に満たないため、落下防止柵設置はできない。水路反対側に引かれている外側線の中を通行するよう児童へ通学指導を行う。	学校	随時
10	面影小	県道323号線	県	通学時、児童と自転車が混在し危険。接触を避ける対策を要望。	①歩道にライン(破線)を引くことにより、児童の通行の目安とし、自転車との接触を防ぐ。②当該箇所を自転車通学すると考えられる学校に、自転車マナーチラシ配付等啓発を行う。	①県(県土整備) ②市(協働推進課)	① R2.3予定 ② R2年度予定
11	大正小	県道鳥取港線(市道古海高住線)	県	歩道が狭く、ガードレールがない	該当部分は歩道幅員が狭く、沿線に住宅があるため、ガードレール等の設置は困難であり、現状どおりとする。		
12	大正小	市道古海5号線	市	交通量が多く、危険	学校にて交通量の少ないルートへの通学路の変更を検討する。	学校	随時
13	世紀小	市道古海高住線	市	大正橋上歩道が滑り防止、川への転落防止	転落防止の措置を実施する。	市(道路課)	R2.1済
14	世紀小	県道181号線湖山停車場布勢線	県	歩道が狭くて危険	路側帯の幅は困難。路側帯をはみ出ないように通行するよう、通学指導を行う。	学校	随時
15	世紀小	市道宮谷本高線	市	徐行等の表示	車のスピード減と歩行者の安全確保の効果を狙い、宮谷橋に路側帯を設ける。	市(道路課)	R2.1済
16	末恒小	市道美萩野1号線	市	横断歩道の設置	調査の結果、通学時の交通量が少なく横断歩道の設置基準に満たないため、設置できないと判断された。		
17	末恒小	農道(伏野地内)	湖東大浜土地改良区	徐行を呼びかける看板の設置等	農道入口付近に、「通学路につき徐行」など注意を促す看板の設置を検討する。	地域	未定
18	米里小	市道中大路雲山線	市	路側帯の設定	外側線を引き、路側帯を設定する。	市(道路課)	R2年度予定
19	米里小	大路川左岸堤防道路	県	道路下に落下する危険性があるため、転落防止柵の設置	河川管理道は、一般の利用を想定していないため、対策がとれない。例えば、当該箇所に植栽をすると、注意喚起と転落防止に効果が期待できる。実施できないか、地域と相談する。また、児童への通学指導を行う。	学校・地域	随時
20	津ノ井小	砂田川右岸堤防道路(駅前橋から下流約100m)	県	転落防止柵の設置	河川管理道は、一般の利用を想定していないため対策がとれない。必要に応じて、通学路の変更を検討する。	学校	随時
21	浜坂小	県道鳥取砂丘線	県	信号機の設置	横断歩道の塗り直し、規制標識の新設又は既設標識の見直し(通常のものから通学路のものへ)を実施する。	警察	R2年度予定

令和元年度 通学路合同点検結果及び対策予定一覧

点検箇所数	学校名	道路名	道路管理者	対策要望	対策予定	対策者	実施時期(年度)
22	美保南小	市道吉成宮長2号線	市	カラー舗装等の車に注意喚起をする対策(狭隘な道路で通学時の対策)	カラー舗装を実施する。	市道路課	R2年度予定
23	美保南小	市道叶線	市	市道の路側帯の用水路を跨ぐ部分に床盤をかけ、路側帯の幅を広げる	用水路上を水道管等が横断しており、床盤をかけることが技術的に可能か検討する必要がある。	市(道路課・農村整備課)	未定
24	美保南小	市道宮長1号線	市	横断歩道、カラー舗装、道路への通学路表示	①「減速」等の道路標示は、昨年度の点検に基づき今年度実施予定。②交差点近くへの横断歩道の設置は、現状では溜まりとなる部分がなく、外側線を引くなどが必要となるため、警察と道路管理者で協議を行う。	①市道路課 ②市道路課・警察	①R2.2予定 ②未定
25	湖山西小	市道湖山北26号線	市	白線を引いて車道と歩道を分ける	現状の幅員(狭いところでは3m強)では外側線を敷設すると車両の通行に支障が出る可能性が高い。本年度「減速」の路面標示を予定している。	市道路課	R1.10済
26	湖山西小	市道湖山北11号線	市	道路への30km速度制限の表示	当該市道の始点終点に加えて、新たに中間地点付近(合同宿舎湖山住宅入口周辺)に速度規制の路面表示を敷設する。	警察	R元年度予定
27	若葉台小	市道若葉台南1号線	市	時速30km制限をする。カーブミラーの設置等を要望。	近隣には保育園や公民館等の公共施設もあるため、地元から要望をあげていただきゾーン30の面規制、対策を検討する。ゾーン30が実施される場合、カーブミラーの設置等は実施しない。	地域警察	R元年度予定
28	西中	市道二階町通り鋳物師橋	市	道路幅(橋の幅)が狭く、歩行者と車が接触する心配がある。	既設の路側帯があるが、橋の拡幅は困難。道路標示・横断歩道が薄くなっているため、補修をする。	警察	R2年度予定
29	西中	市道川端通り御船橋	市	道路幅(橋の幅)が狭く、歩行者と車が接触する心配がある。路側帯の設定。	橋の幅が狭く、路側帯を設けることができない。また、橋の拡幅は困難。道路標示・横断歩道が薄くなっているため、補修をする。	警察	R2年度予定
30	湖東中	市道湖山賀露線	市	自転車が走る路側帯が狭い。広くすることはできないか。	用地買収して道幅を広げることは困難。また、車道の幅を狭くして、路側帯を広げることはできない。歩道が狭い部分については、1列で通行し、車道にはみ出ないようにするなどの通学指導を行う。	学校	随時
31	中ノ郷中	県道鳥取砂丘線	県	歩道の延長又は横断歩道の設置	①横断歩道を設置するため、県道の切り下げ等の整備を行う。 ②①の実施後、横断歩道を設置する。	①県(県土整備) ②警察	R2年度予定
32	中ノ郷中	県道鳥取砂丘線	県	バス停周辺で歩道が切れていて危険なため、歩道整備とバス停周辺整備	バス停及び周辺歩道の整備を検討する。	県(県土整備)	未定
33	湖南学園	県道矢矯松原線	県	信号機の設置	警察が登校時間帯の歩行者及び車の交通量を調査したところ、信号機設置の基準とは差があり、設置できない。一時停止を強調徹底するような表示や標識の見直しを行う。	警察	R元年度予定
34	宮ノ下小	主要地方道鳥取国府岩美線	県	カラー舗装、速度制限(30km)に変更	路肩のカラー塗装を実施する。自動車通行速度を下げるには中央線を抹消(車道幅員を狭める)する対策が考えられるが、現状においては実施困難。また、制限速度の変更は困難である。	県(県土整備)	R2年度予定
35	国府東小	県道麻生国府線(岡益)	県	横断歩道の設置	調査の結果、交通量が僅少であることから、現状どおりとする。		
36	国府東小	主要地方道郡家国府線(吉野)	県	横断歩道の設置	調査の結果、交通量が僅少であることから、現状どおりとする。		
37	国府東小	主要地方道鳥取国府岩美線(糸谷)	県	①ガードレールの設置 ②歩道内の電柱の移設	①玉鉾橋東詰交差点から既存電柱までの約10m間にガードレールを設置する。 ②歩道内の電柱の移設の実施を検討する。	県	R2年度予定
38	国府東小	市道谷1号線(さつき保育園前)	市	道路幅の拡張	用地の確保ができれば、拡張を検討する。保育園敷地(植栽スペース)の活用についても検討する。	市	未定
39	福部未来学園	市道南田蔵見線	市	バス待ち児童のための待機線設置	場所等を地域に確認の上、公民館敷地内へストップマーク(足跡)を塗装し、飛び出し注意を促す。	市(福部支所地域振興課)	R2.1済
40	福部未来学園	県道43号線	県	信号機の設置	横断歩道の時間帯利用者が無く、信号機の設置はできない。横断歩道は使用せず、直進、既存歩道を使用する。必要に応じて、通学路の変更を検討する。	学校	随時
41	福部未来学園	県道43号線	県	歩道の拡幅	実施にあたっては地権者の了解が必要であり、支所にて地権者の意向確認したうえで、検討を行っていく。	県(県土整備)	未定

令和元年度 通学路合同点検結果及び対策予定一覧

点検箇所数	学校名	道路名	道路管理者	対策要望	対策予定	対策者	実施時期(年度)
42	福部未来学園	県道212号線	県	歩道の高低差解消及び拡幅	コミュニティセンター進入路となっており、現時点で改変はできないため、現状どおりとする。		
43	河原第一小	市道鮎ヶ丘線	市	工事のため、大型車両の出入りがある。	児童の登下校時、誘導員等を歩道付近に配置していただくよう事業者申し入れる。	河原町総合支所地域振興課・工事事業者	R1.8 済
44	河原第一小	市道稲常德吉線	市	片山橋上の強風。横断時の車の往来。	橋上のカラー舗装は困難。地域で注意をしていただくよう学校から申し入れる。また、出合橋を通るルートへの変更についても学校等で検討する。	学校	R1.11 済
45	河原第一小	主要地方道郡家鹿野気高線	県	歩道橋工事中の太田書店前の横断歩道に行く周辺、朝、車の出入りが激しいため注意必要。	歩道橋改修工事を行っている鳥取県が、児童横断時の警備員を配置し、安全を確保している。	県(県土整備)	R元年度 対応済
46	河原第一小	市道曳田中学校線	市	道路整備に伴い、歩行者通路用のトンネルがあり、見通しが悪く狭い。自転車も通るので注意が必要。	トンネル入口右に「歩行者注意」看板を市が設置する。学校は、自転車通学を行う中学校生徒に、トンネル内は自転車を引いて歩くよう申し入れる。	河原町総合支所地域振興課・学校	R1.9 済
47	河原第一小	県道324号線	県	交通量が多く、歩車分離式になっているが、歩行者が渡りきる前に信号が点滅する状況がある。	歩行者用信号機の時間を、児童が左右を確認して横断するために必要な時間に変更する。	警察	R1.10 済
48	河原第一小	国道53号線	国	雨風が強いときに飛ばされそう。	風対策は困難。学校は、児童、保護者に注意を促す。	学校	R1.11 済
49	河原第一小	市道稲常德吉線	市	ミラーはあるが車通りが多い。(徳吉神社付近)	T字路であり、歩行者や車が合流することを運転者に認識させるため、市道上にT字の白線を引き、注意喚起する。学校は、当該地区での回覧や放送などにより注意喚起を行う。	南地域工事事務所 学校	R1.9 済
50	佐治小	国道482号線	県	横断歩道設置	横断歩道の待機スペースが無い、車両の出入り場所と重なるなどにより要望箇所に横断歩道の設置はできない。保護者が付き添い安全を確保する、または200m程東側にあるバス停を使用するなど通学路の検討で対応。	学校 地域	随時
51	佐治小	国道482号線	県	側溝に蓋を設置	現状で用水路への蓋かけや、柵の設置を実施することは、農作業や除雪等に支障をきたすことが考えられ実施困難。保護者の付き添い、学校の指導等により交通安全に努めることで対応する。	学校 地域	随時
52	佐治小	国道482号線	県	外側線が消えかかっている。	白線の修繕については、すべての県管理道のうち、劣化・損傷の大きいところから順次実施している。グリーンベルトを含め、早期に実施できるよう検討する。	県	R2~3年 度 予定
53	瑞穂小	県道233号線	県	①車道側へのガードレール等の設置 ②横断歩道があることを認識するための標識等 ③横断歩道待機者保護用安全ポール等の設置	①歩道幅も広く直線で見通しも良いため車道側ガードレールは不要と判断。学校において通学指導の徹底により安全確保を図る。②横断歩道の70m手前の路面に予告表示(ダイヤモンド)を追加する。③交差点ではなく、設置スペースもないため横断歩道待機者保護用安全ポールの設置は困難と判断。通学指導の徹底により安全確保を図る。	①③学校 ②警察	①③ R1.9済 ② R1.12済
54	瑞穂小	県道233号線	県	車道側へのガードレール等の設置	歩道幅も広く直線で見通しも良いため車道側ガードレールは不要と判断。学校において通学指導の徹底により安全確保を図る。	学校	R1.9 済
55	瑞穂小	市道下坂本村内線	市	路側帯のカラー舗装	本市道は地区外からの通過交通がほとんどなく、主に地域住民の生活道路であることからカラー舗装は不要と判断し、現状どおりとする。		
56	逢坂小	市道睦逢郡家勝見線	市	集落下側のカーブの周辺で竹が生い茂り、見通しが悪い。カーブミラーが汚れて見えにくい。	竹は伐採されており、見通しは確保されているため、現状どおりとする。カーブミラーは清掃する。	気高町総合支所産業建設課	R1.9 済
57	鹿野学園	県道32号線郡家鹿野気高線	県	横断歩道があることを認識するための措置	横断歩道に向けて、路上に減速マークを設置する。	警察	R2.3 予定
58	鹿野学園	市道木梨東線 (県道郡家鹿野気高線)	市	歩道(自転車通行可能)を浜村方面へ走行する自転車がブロック塀に隠れて見えにくい。市道から県道へ出る自動車と接触する恐れがある。ミラーの角度調整。	①市道から県道へ出る自動車に一時停止の注意を促すため、市道に指導線を引く。②学校は歩道を通る生徒に対して、県道に進入する自動車に注意するよう指導する。	西地域工事事務所・学校	①R2年 度 予定 ②随時
59	鹿野学園	市道中野山線 (県道鳥取鹿野倉吉線)	市	集落から自動車が県道へ進入する際に、県道沿いの歩道を走る自転車が家屋に隠れて見えにくい。ミラーの設置。	①学校は歩道を通る生徒に対して、県道に進入する自動車に注意するよう指導する。②支所から自治会長に、県道に進入する際は一時停止をして、目視確認をするように文書で依頼する。	学校・鹿野町総合支所地域振興課	① 随時 ② R1.12済

令和元年度 通学路合同点検結果及び対策予定一覧

点検箇所数	学校名	道路名	道路管理者	対策要望	対策予定	対策者	実施時期(年度)
60	青谷小	市道奥崎会下線	市	ミラーの設置	要望は私有地から道路に出るためのカーブミラーの設置であるが、道路管理者では設置できないため、必要な場合は私有地の管理者が設置する。学校、PTAや地元より、道路に飛び出さないよう児童に指導する。	学校	R1.9 済
61	青谷小	県道280号線	県	車に減速を促す看板等の設置	集落、地区交通安全対策協議会で立て看板を設置するのは可能であり、地元から市(支所)へ相談していただく。	地域	未定
62	青谷小	市道長和瀬絹見線	市	ミラーの設置	見通しを遮る民地の植栽を地権者に切っただけでなく、地元で協議し、伐採ができれば、カーブミラーの設置は不要。	地域	未定
63	青谷小	市道夏泊本線	市	ガードレールの設置	ガードレールがない部分は道路より法面が高くなっている箇所、児童の転落や車両が道路外へ逸脱するなど通行の危険が小さいため、ガードレールの設置は困難であり、現状どおりとする。損傷したガードレールは、順次修繕する。		
64	青谷小	県道274号線	県	道路へ通学路の文字表示	すでに速度規制による標識・路面標示も設置され、またグリーンベルトも設置している。地元の方しか通らないのであれば、通学路表示の追加設置は効果が低いと考えられるため現状どおりとする。		
65	青谷小	市道中町東町赤尾谷線	市	通学路に長時間駐車があり、大きな車が通行すると危険。路側帯の設定を要望。	駐停車禁止の規制を伴う路側帯の設置については、地元が意向を確認したうえで、警察に相談。(支所管内で優先順位を決め、年次的に計画すれば、路側帯の設置可能。)	地域警察	未定
66	青谷中	県道280号線	県	2車線が1車線になる区間で、自転車通学生が危険である。	集落、地区交通安全対策協議会で立て看板を設置するのは可能であり、地元から市(支所)へ相談していただく。	地域 青谷町総合支所地域振興課	未定